覚　書

　2020年　　月　　日

　甲（賃貸人） 住所

　　　　　　　　氏名

　乙（賃借人）　住所

 氏名

　賃借物件（借りている場所）

　甲と乙は上記賃借物件についての賃貸借契約を締結しているところ、乙は新型コロナウィルス感染症による経済不況のために賃料を当初契約どおりに支払うことが困難になった。

そこで、甲は国土交通省の依頼（令和2年3月31日　国土動第１４９号　新型コロナウイルス感染症に係る対応について）を考慮し、甲乙は賃料支払いについて次のように合意した。

1．考慮期間 　　 2020年　月分賃料から2020年　月分賃料まで

2．考慮する条件

　3．甲乙はそれぞれコロナウィルス感染症を乗りこえるための融資を金融機関などに申し込むこととし、そのために必要な資料提供等の協力を相互に惜しまない。

　4．乙は随時経済状況について甲に報告をすることとし、甲は上記期間経過後も信頼関係継続のための話し合いを惜しまない。

以　上

|  |
| --- |
| 賃貸借契約は継続的な契約であり、相互の信頼関係が基礎にあります。コロナウィルス感染症により一時的に信頼関係が崩れても、本覚書を締結して信頼関係の回復に努めてください。上記2の「考慮する条件」としては、賃料免除、賃料減額、支払い猶予などさまざまな条件が考えられます。よく話し合ってコロナウィルスによる経済不況を乗り越えましょう。この文書はご自由に改変してお使いいただいてかまいません。作成　弁護士法人貴陽　コロナウィルス感染症対策チームhttps://bengoshi.app/COVID19 |